（委員会に対する情報の提供）

第五十九条の五　法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等の概要
二　収容定員及び収容人員の推移
三　入国者収容所等の管理の体制
四　法第六十一条の七第二項の規定による貸与及び給与の状況
五　被収容者の自費による物品の購入並びに物品の授与及び送付の状況
六　被収容者に対して講じた衛生上及び医療上の措置の状況
七　規律及び秩序を維持するために執った措置の状況
八　被収容者による面会及び通信の発受の状況
九　被収容者からの意見聴取及び申出の状況
十　被収容者からの処遇に関する入国警備官の措置に係る不服申出の状況

2　法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の使用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3　法第六十一条の七の四第一項（法第六十一条の七の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
二　委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合
三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合
四　前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認めた場合

第六十一条の二ただし書中「ただし」の下に「、第一号」を加え、同条中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　法第五条の二に規定する権限

第六十一条の二第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第十九条第三項に規定する権限

第六十一条の二第六号の次に次の一号を加える。

六の二　法第二十条の二第二項に規定する権限

第六十三条第一項中「及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項」を削り、同条第二項第四号中「若しくは就学」を削る。

第六十四条第三項第七号及び第八号中「三年間」を「五年間」に改める。

別表第二の留学の項中「又は一年」を「、一年又は六月」に改め、同表の就学の項を削る。

別表第三の研究の項の資料の欄第二号ハ中「外国の事業所」の下に「（転勤の直前一年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）」を加える。

別表第三の企業内転勤の項の資料の欄第三号中「外国の事業所」の下に「（転勤の直前一年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）」を加える。

別表第三の留学の項の資料の欄第一号中「、研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書」を削り、同欄に次の二号を加える。

三　申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書

四　申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書

別表第三の就学の項を削る。

別表第三の二の留学の項の資料の欄第一号中「成績証明書」の下に「（申請人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合にあつては、出席状況を記載した成績証明書）」を加える。

別表第三の二の就学の項を削る。

別表第四の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）の項（以下「別表第四の留学の項」という。）の下欄第二号及び第三号を次のように改める。

二　本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者
ア　本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員
イ　本人の学費又は滞在費を支弁する者
ウ　本邦に居住する本人の親族

三　本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者
ア　本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員
イ　本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教育を受けようとする場合にあつては本邦に居住する本人の親族

別表第四の留学の項の下欄第四号を削る。

別表第四の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動（就学）の項を削る。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第五十九条の三関係）

名称	入国管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京入国管理局	一　入国者収容所東日本入国管理センター 二　札幌入国管理局、仙台入国管理局及び東京入国管理局の収容場 三　別表第五の一の項の下欄に掲げる施設
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪入国管理局	一　入国者収容所西日本入国管理センター及び入国者収容所大村入国管理センター 二　名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局の収容場 三　別表第五の二及び三の項の下欄に掲げる施設

別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第四条の二関係）

日本国政府法務省

番　号 年月日

通　知　書

殿

1　氏　名　　男・女

2　生年月日　　年　月　日